

裁 決 書

(審査請求人)

(旧住所)

(処 分 庁) 桐生市福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) から、平成25年8月20日付けで請求のあった桐生市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) の生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。) に基づく生活保護廃止決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、請求人に対し平成25年7月22日付けで行った生活保護廃止決定処分は、これを取り消す。

裁 決 の 理 由

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、次のとおりであると解される。

処分庁が請求人に対して、平成25年7月22日付けで行った生活保護廃止決定 (以下「本件処分」という。) について、その取消しを求めるもの。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであると解される。

請求人が自ら保護の辞退を申立てたことにより平成25年8月1日で保護が廃止になったが、8月分から保護を辞退するという意図はなく、また、8月中は入院をしていることから、8月いっぱい保護継続の必要性があることから、本件処分の取消しを求める。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、請求人と三女の二人世帯であり、平成25年5月15日から平成25年7月31日まで、処分庁において生活保護を受給していた。
- (2) 請求人は、保護開始時に平成24年11月5日に自動車検査証（以下「車検」という。）の有効期間が満了した軽自動車（XXXXXXXXXX）（以下「当該軽自動車」という。）を保有していた。

処分庁は、保護開始決定時に当該軽自動車の処分指導を行うことを決定した。

- (3) 処分庁は、平成25年6月3日に請求人宅を訪問し、保護開始決定になったことを伝えたほか、当該軽自動車を廃車するよう指導した。
- (4) 平成25年7月12日、請求人が処分庁に電話し、就労先が決定したことを報告した。その際、請求人が当該軽自動車の処分を行っていないと発言したことから、処分庁職員は、当該軽自動車を処分すること及び使用しないことについて、法第27条第1項に基づく口頭での指導指示を行った。

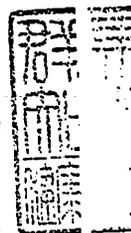
同日、請求人は再度処分庁に電話し、当該軽自動車の所有、使用を認めてもらいたいとの申出をしたため、処分庁職員は同月16日に法第62条第4項に基づく弁明の機会を設けることとし、その旨、口頭（電話）で請求人に伝達した。

- (5) 平成25年7月16日、請求人からの申出により、弁明の機会を翌17日に変更した。
- (6) 平成25年7月17日、請求人が処分庁に出向き、処分庁職員に対し、通勤に必要なため、車検を通して当該軽自動車を使用したいと申し出た。

処分庁職員は、電車による通勤が可能なこと、車検費用の捻出が困難であることが予想されることから、改めて当該軽自動車を処分すること及び使用しないことについて指導指示を行った。また、処分庁職員は、次回、指導指示に違反した場合には、直ちに保護の停廃止を行うことがあり得ることを請求人に口頭で説明した。

同日、処分庁職員が請求人が賃貸契約している駐車場に出向いたところ、請求人が当該軽自動車を運転しているところを目撃し、請求人に指導指示違反であることを告げたところ、請求人は、「車を使用しないと用が済まない」、「保護を廃止にしてもかまわない」と発言した。

処分庁は、請求人が指導指示に再度違反したこと、指導指示に従う意思がないこと、及び請求人自ら保護辞退を申し出たことから、同月22日までに請求人から処分庁に連絡がなかった場合は、ケース診断会議を開催し、処分を行うことを



決定した。

(7) 平成25年7月22日、請求人から処分庁へ連絡がなかったため、処分庁はケース診断会議において、①請求人の指導指示違反、②反社会的な行為、③口頭での保護辞退の申出を理由に、平成25年8月1日で請求人の保護を廃止することを決定し、平成25年7月22日付けで請求人あて通知した。

2 判断

(1) 指導指示違反による廃止について

法によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(法第4条第1項)のものであり、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない」(法第60条)とされている。

そして、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」(法第27条第1項)とされ、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」(法第62条第1項)と規定しており、被保護者がこの義務に違反したときは、保護の実施機関は「保護の変更、停止又は廃止をすることができる」(同条第3項)としている。その場合、保護の実施機関は、「当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならず」、「この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない」(同条第4項)とされている。

また、法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第19条によれば、「法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない」とされている。

関係資料によれば、処分庁による当該軽自動車の処分指導については、保護開始決定時の平成25年6月3日、同年7月12日及び同月17日の口頭指導の記録のみであり、文書による指導指示は行われていないことから、法施行規則第19条に違反している。

さらに、弁明の機会の付与についてであるが、法第62条第4項は、弁明の機会を付与するにあたり「弁明すべき日時及び場所を通知しなければならない」と規定しているが、その具体的な方法は明示されていないため、一般法である行政手続法(平成5年法律第88号)(以下「手続法」という。)の規定を準用する

ことが妥当である。手続法第30条によれば、弁明の機会の付与の通知方式について、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その日（時）までに、相当な期間をおいて、①予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項、②不利益処分の原因となる事実、③弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）を、書面により通知しなければならないと規定している。これを本件処分についてみると、処分庁は、平成25年7月12日に、請求人に対し、口頭（電話）により呼出しを行ったのみであり、書面による通知がされていないことから、その手続において瑕疵がある。

よって、指導指示違反を理由とした処分庁による本件処分は、その手続において違法又は不当であると認められる。

なお、自動車の保有については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「実施要領の取扱い」という。）問（第3の9-2）によれば、「保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を使用することが見込まれる場合」で、「概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、（中略）、処分指導を行わないものとして差し支えない」が、「維持費の捻出が困難な場合はこの限りではない」としていることから、処分庁が、車検の切れた当該軽自動車について処分するよう指導したことが違法であるとまでは言えない。

(2) 反社会的行為による廃止について

保護の廃止は、保護を必要としなくなったときのほか、法第28条第1項に基づく調査や検診命令の拒否等があったとき、及び法第27条に基づく指導指示に違反したときに保護を廃止することができる（法第28条第4項、法第62条第3項）。

関係資料によれば、処分庁は、請求人が車検切れの当該軽自動車を運転するという反社会的行為（道路運送車両法違反）を行ったことを本件処分の理由としている。

確かに、車検切れの自動車を運転することは道路運送車両法に違反し、罰せられるべき行為であるが、反社会的行為自体を保護廃止の理由とすることは、法の予定する廃止理由に該当しない。処分庁は、違法行為を発見した場合、警察に通報し、対応を委ねることが相当であり、本件において、保護の実施機関が行い得

つ
な
限
及
処
と
、法に基づく対応としては、保有を認めていない自動車を使用しないよう、法第27条に基づく指導指示を行うにとどまるものである。もっとも、文書指導を行ってもなお指導指示に従わない場合には、法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行うことは可能である。

(3) 辞退の申出による廃止について

「実施要領の取扱い」問（第10の12-3）によれば、保護受給中の者から提出された「辞退届」が有効と判断されるためには、本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要とされている。そして、「辞退届」が有効なものであり、かつ、「保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない」とされている。ただし、その場合でも、「保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること」とされている。

関係資料によれば、請求人は平成25年7月17日に、処分庁職員に対して「保護を廃止してもかまわない」と発言しており、この発言については争いがな
い。しかし、この発言の背景を考慮すると、請求人が冷静な判断の下で発言したとは言えず、「辞退届」が提出されている事実もないことから、「実施要領の取扱い」問（第10の12-3）にいう、『有効な「辞退届」の提出』があったと判断することはできない。このような辞退の申出があった場合、処分庁は、自立の目途や廃止時期について改めて請求人の意思を聴取するなど、請求人の任意かつ真摯な意思に基づく辞退の申出であるかどうか確認すべきであり、辞退の申出の後、一定期間、請求人からの連絡がなかったことのみをもって本件処分を行った処分庁の判断には瑕疵があり、不当であると言わざるを得ない。

3 結論

以上のおり、請求人からの本件処分の取消しを求める審査請求は理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のおり裁決する。

平成25年10月29日

群馬県知事 大澤 正 明

